

## 第4章 騒音・振動

騒音とは、人が不快に感じるような「好ましくない音」などのことをいいます。発生原は、工場・事業場、建設作業、自動車、鉄道などの交通機関、商店・飲食店、家庭生活など多種多様です。

また、振動は、騒音と同一の発生源から同時に発生するケースが多く、近隣住民に睡眠障害や不快感などの心理的影響を与えたり、建物などに物的被害を与えたりします。

騒音問題、振動問題は、ともに心理的要因が強く、個人差があるため、客観的に判断することが困難な感覚的公害といえます。

### 1. 一般地域（道路に面する地域以外の地域）の騒音の現況

本市では、一般地域の騒音の現況を把握するため、市内3地点において、一般地域の騒音調査を年1回実施しています。

表14. 平成29年度 環境騒音定点観測の結果（一般地域）

測定地点	類型		測定時間	等価騒音レベル	環境基準
南松公園	B	第1種住居地域	午前	49.2 d B	55 d B 以下
			午後	47.1 d B	
下沖公園	C	準工業地域	午前	46.6 d B	60 d B 以下
			午後	44.8 d B	
西原公園	C	工業地域	午前	53.9 d B	60 d B 以下
			午後	53.9 d B	

表15. 環境基準（一般地域）

類型		昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A	騒音規制法の第1種及び第2種区域（第1種及び第2種中高層住居専用地域）	55 d B 以下	45 d B 以下
B	騒音規制法の第2種区域のうちA類型に該当しない地域		
C	騒音規制法の第3種区域及び第4種区域	60 d B 以下	50 d B 以下

## 2. 道路に面する地域の騒音の現況

本市では、道路に面する地域の騒音の現況を把握するため、一定区間ごとに道路を区切って評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で等価騒音レベルを測定することで、評価区間の道路端から50mの範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルを推計し、環境基準の達成率を求めています。

この評価結果は、環境省に報告しており、環境基準の達成・維持に向けた、自動車単体対策や交通流対策、道路構造対策等に活用されています。

表 16. 騒音測定結果（道路近傍騒音）

評価対象路線	評価区間延長	評価区間数	測定結果 (等価騒音レベル)		環境基準		測定年度
			昼間	夜間	昼間	夜間	
県道大西瑞浪(352号)線	1.2 km	4	71 dB	69 dB	70 dB以下 (幹線道路近接区域)	65 dB以下 (幹線道路近接区域)	H27年度
一般国道19号	1.5 km	3	72 dB	68 dB			H26年度
県道瑞浪大野瀬(20号)線	2.0 km	1	71 dB	64 dB			H27年度
県道多治見恵那(66号)線	2.9 km	2	68 dB	59 dB			H28年度
県道上山田寺河戸(386号)線	4.1 km	1	64 dB	53 dB			H29年度

表 17. 平成 29 年度 環境基準達成状況の評価結果

評価区間延長	評価区間数	住居等戸数	昼夜とも 環境基準値以下	昼のみ 環境基準値以下	夜のみ 環境基準値以下	昼夜とも 環境基準値超過
11.7 km	11	1,024戸	984戸	14戸	14戸	12戸

表18. 環境基準（道路に面する地域）

類型	昼間	夜間
	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域		
幹線交通を担う道路に近接する区域	70 dB以下	65 dB以下

※車線とは、一縦列の自動車が安全かつ円滑に走行できる帯状の車道部分をいう。

表19. 自動車騒音の要請限度

類型	昼間	夜間
	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時
A地域及びB地域のうち1車線を有する道路に面する地域	65 d B	55 d B
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70 d B	65 d B
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	75 d B	70 d B
幹線交通を担う道路に近接する区域	75 d B	70 d B

※車線とは、一縦列の自動車及安全かつ円滑に走行できる帯状の車道部分をいう。

※騒音規制法では、自動車騒音が一定の限度（要請限度）を超え、道路周辺の生活環境を著しく損なっている場合、市町村長が県公安委員会に対し交通規制、道路管理者に対し道路構造の改善の要請などができるとしています。

### 3. 騒音・振動に係る特定工場等の設置状況

騒音規制法と振動規制法では、著しい騒音、振動を発生する施設を特定施設としており、これらを設置する工場又は事業場を特定工場等と規定しています。指定地域内に特定施設を設置する者には、騒音、振動の規制基準が設けられており、設置、変更の際には、事前に届出を行う必要があります。

岐阜県では、岐阜県公害防止条例により、特定施設を追加規定しています。

表20. 特定工場等の届出状況（平成30年3月末現在） （単位：件）

施設の種類	法令等		騒音規制法		振動規制法		岐阜県公害防止条例	
	特定工場等数	施設数	特定工場等数	施設数	特定工場等数	施設数	特定工場等数	施設数
金属加工機械	7	42	5	13	1	3		
圧縮機等	42	509	27	165	9	59		
土石用破碎機等	86	575	60	286	—	—		
織機	0	0	0	0	—	—		
建設用資材製造機械	7	10	—	—	—	—		
コンクリートブロックマシン等	—	—	5	6	—	—		
穀物用製粉機	0	0	—	—	—	—		
木材加工機械	12	62	1	2	—	—		
抄紙機	0	0	—	—	—	—		
印刷機械	12	41	4	9	—	—		
ロール機	—	—	0	0	—	—		
合成樹脂用射出成型機	0	0	0	0	—	—		
鋳造型機	0	0	0	0	—	—		
窯業焼成炉用バーナー	—	—	—	—	34	70		
撚糸機	—	—	—	—	0	0		
紙工機械	—	—	—	—	1	1		
合成樹脂用粉碎機	—	—	—	—	3	13		
高速切断機	—	—	—	—	3	6		
走行クレーン	—	—	—	—	7	25		
クーリングタワー	—	—	—	—	15	37		
冷凍機	—	—	—	—	13	73		
タイル成型用プレス	—	—	—	—	0	0		
計	166	1239	102	481	86	287		

#### 4. 騒音・振動に係る特定建設作業の設置状況

騒音規制法と振動規制法では、建設作業に伴って著しい騒音、振動を発生する作業を特定建設作業と規定しています。指定地域において、建設作業に伴って著しい騒音、振動を発生する作業を行う者には、騒音、振動の規制基準が設けられており、事前に届出を行う必要があります。

表21. 特定建設作業の届出状況（平成29年度）

（単位：件）

作業の種類	騒音規制法	振動規制法
	届出件数	届出件数
くい打機等を使用する作業	0	0
びょう打機を使用する作業	0	—
さく岩機を使用する作業	8	—
空気圧縮機を使用する作業	6	—
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	—
バックホウを使用する作業	11	—
トラクターショベルを使用する作業	0	—
ブルドーザーを使用する作業	0	—
鉄球を使用して破壊する作業	—	0
舗装版破碎機を使用する作業	—	1
ブレーカーを使用する作業	—	16
計	25	17